

「公聴会において意見を述べたい旨の申出書」の記入について
(記入前に必ず次の事項をお読みください)

1 「条例環境影響評価準備書等に関する公聴会」(条例公聴会)について

- 条例公聴会とは、関係地域の住民及び指定開発行為者(事業者)から、環境影響評価準備書等のうち環境影響評価に係る事項について、環境保全の見地からの意見を市が聴くための会です。
- 関係地域の住民から意見を述べたい旨の申出があり、市が必要と認めるときに条例公聴会を開催します。
- 条例公聴会は「環境影響評価」についての意見を述べる場です。公述人は、市長が意見を聴こうとする環境影響評価項目、環境配慮項目に係る意見を述べます。環境影響評価項目、環境配慮項目に係る意見以外は述べることはできません。指定開発行為者は、市長が意見を聴こうとする環境影響評価項目、環境配慮項目に関する見解を述べます。(質疑応答や討論の場ではありません。)
- 条例公聴会の記録は環境影響評価審議会に提出し、審議資料とします。

2 意見を述べたい旨の申出ができる方

- 「意見を述べたい旨の申出」ができる方は、次のとおりです。

事業の関係地域に

- ①住所又は勤務場所を有する方
- ②農業、林業又は漁業に従事する方
- ③事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体

- 関係地域外の方は申出ができません。

- 関係地域とは、指定開発行為の実施によって環境への影響が及ぶ可能性のある地域であり、範囲は条例見解書に掲載しています。

3 申出書の記入方法について

- 申出書の記入にあたっては、記入例をよくお読みください。
- 縦覧中の条例見解書をお読みいただき、必要に応じて、「意見の要旨」には条例見解書の該当ページ数を御記入ください。
- 申出書の記入内容に基づいて、公述人及び意見を聴く事項の選定を市が行います。
- 申出はホームページのフォームから行うことができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html>



4 条例公聴会での公述について

- 公述人に選定された場合、条例公聴会の開催日に会場で公述を行っていただきます。
(代理人や書面等による公述はできません。)
- 公述人は、申出をされた方の中から選定します。
- 公述人に選定された方に対し、条例公聴会の開催日時、公述事項、公述の方法及び時間等を記載した通知を送付します。
- 申出人数が15人を超えた場合は、次のとおり公述人を選定します。
 - ・環境影響評価に係る事項が多岐にわたるよう配慮します。
 - ・環境影響の程度がより大きい居住地域の方を考慮します。
- 公述人に選定されなかった方に対しても、不選定理由を記載した通知を送付します。

5 条例公聴会を開催しない場合

- 申出がなかった場合には、条例公聴会を開催しません。

<記入例>

公聴会において意見を述べたい旨の申出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先) 川 崎 市 長

当申出書の内容に基づいて、市が「公聴会で意見を聴く事項」の決定及び公述人の選定を行います。

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所

川崎市〇〇区△△町〇丁目△番地〇号

ふりがな なかはら たまこ

氏 名 中原 多摩子

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(関係地域に在勤の方)

勤務先名称

所 在 地

住所（もしくは勤務先の所在地）が関係地域内であることを御確認ください。

（関係地域の範囲は縦覧中の条例見解書に掲載。ホームページにも掲載。）

川崎市環境影響評価に関する条例（第

1 届出の区分

■条例公聴会に

2 指定開発行為又は法対象事業の名称

3 申出の理由及び意見の要旨

- ・当該事業の環境影響評価項目等を御確認の上、選択してください。
- ・（仮称）川崎日進町計画の項目等は次のとおりです。
 - 地球環境 □大気 □土壌汚染 □騒音・振動
 - 廃棄物等 □緑 □景観 □構造物の影響
 - コミュニティ施設 □地域交通 □環境配慮項目
- ・上記以外の項目を選択される場合は、その理由を「(2) 申出の理由」欄に御記入ください。

(1) 意見を述べたい事項（環境影響評価に係る事項）《☒をつけてください／複数選択可》

- ☐地球環境（温室効果ガス） ☐大気（大気質、悪臭） ☒水（水質等） ☐地盤
- ☐土壌汚染 ☐騒音・振動・低周波音 ☐廃棄物等 ☐水象（湧水、潮流等） ☐生物
- ☒緑 ☐人と自然とのふれあい活動の場 ☐歴史的文化的遺産 ☐景観
- ☐構造物の影響（日照障害、テレビ受信障害、風害） ☐コミュニティ施設 ☐地域交通
- ☐地形・地質 ☐安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等） ☐環境配慮項目

(2) 申出の理由

- ①水について。水質保全のためにさらなる措置が可能と考えるため。
- ②緑について。植栽予定樹種の選定内容に意見があるため。

選択した「意見を述べたい事項」についての「申出の理由」「意見の要旨」を個別的かつ具体的に記載してください。

（質問を受け付けるものではありません。）

(3) 意見の要旨

- ①水について。見解書〇ページにおいて、事業所からの排水による水質への影響の低減のため、〇〇の措置を講じるとしているが、これ以外に□□□□の措置も講じることでさらなる低減を図ることができると考える。
- ②緑について。見解書〇ページにおいて、植栽予定樹種は事業予定地の環境に適合していると記載している。予定地の一部の土壌は〇〇〇であるため、△△△△などの樹種の方がより適合しており、都市生態系の復元も期待できると考える。

見解書等の図書の何ページに記載している事項か、可能な範囲で御記入ください。

裏面 注意事項もお読みください。